

熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

1. 背景

令和元年5月に改正された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下、「デジタル手続法」という。）があり、デジタル手続法では、情報通信技術を活用した行政の推進について、地方自治体の努力義務が規定されました。具体的には、手続等のオンライン化、添付書類等の省略に係る情報システムの整備や、業務改革が挙げられます。

2. 趣旨

手続等については、その方法が書面により行うものと国の法令で規定されているものの他、本町の条例等で規定されているものがあります。前者についてはデジタル手続法を根拠にオンライン化が可能となりますが、後者については、オンライン化を進めるにあたり、各手続等について規定された個別の条例等の改正が必要という課題があります。そのため、当該条例では、本町の条例等に係る手続等について、オンライン化に必要な事項を包括的な特例規定として制定し、個別の条例等の改正を経ずにオンライン化を可能とするため、条例の制定を行うものです。

3. 条例の概要

目的	条例を制定する目的（第1条） 情報通信技術を利用する方法により、手続等を行うために必要となる事項を定めることで、手続等に係る関係者の利便性向上、行政運営の簡素化及び効率化を図ることをもって住民生活の向上に寄与することを目的とします。
定義	条例に用いる用語の定義（第2条）
主な内容	申請や処分通知等のオンライン化（第3、4条） 縦覧等、作成等の電子化（第5、6条） 当該条例の適用除外（第7条） 添付書面等の省略（第8条） オンライン化等の進捗状況の公表（第9条） 条例施行に関して規則への委任（第10条）

4. 各種委員会等の規則等について

当該条例については、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、下水道事業、議会も対象としているため、各委員会等で審議・了承の後、当該条例に準ずる規則等の制定についても予定しています。